

令和5年2月定例会 総括審査会

亀岡 義尚委員

亀岡義尚委員

まず冒頭、2月6日にトルコ南東部で発生したトルコ・シリア地震での犠牲者に哀悼の意をささげるとともに、被災者に心から見舞いを述べる。昨年、一昨年と本県においても大きな地震が発生し、県民生活への影響が続いた。両国の一刻も早い復旧・復興を心から祈っている。

それでは、通告順序に従い総括質疑を行う。

まず初めに、地域振興についてである。

地域おこし協力隊は、平成21年度に総務省が制度を創設して以来全国で増え続けており、本県においても多くの市町村において制度の活用が進んだ。協力隊に与えられたミッションは、地域の魅力発信、農業の振興、伝統文化の継承など多種多様であり、それぞれの地域特性に応じ、地域活性化に大きく寄与しているものと考えている。

一方、協力隊の任期は3年で、その間、日々の活動やコミュニケーションを通じてスキルの研鑽や人脈の拡大など多くのことを培っており、協力隊の任期を終了した後も、引き続き地域に定着してその能力を発揮してもらうことが、地域の活力を維持していく上でも重要であるとする。また、制度を所管する総務省においても、新年度から地域おこし協力隊に関する取組を強化すると聞いており、地域おこし協力隊のますますの活躍が期待されている。

そこで、県は地域おこし協力隊の任期後の定着に向け、どのように支援していくのか。

企画調整部長

地域おこし協力隊の任期後の定着支援については、地域力の維持、活性化の担い手確保の点から重要と考えている。本県は受入れ隊員数が全国上位である一方、隊員の定着率は全国平均程度であることから、新年度は国の定住支援策の拡充に合わせ、これまでの全県的な研修や交流会の開催に加え、県内3方部ごとに行うOB、OGと連携した新たな手厚いサポート体制の構築にも取り組むなど、定着支援を強化していく。

亀岡義尚委員

志のある者が本県にはいるため、地域においても志の高い者を迎え入れる温かい体制、環境などを育てていくことが課題だと思う。

次に、特定地域づくり事業協同組合について聞く。

過疎地域では人口減少が著しく、主要産業の農業においては夏場に多くの人手が必要となる一方、冬場は除雪作業員が不足するなど、季節ごとに働き手のニーズが異なるため、事業者が通年で職員を雇用することが困難であり、安定的に働く場所がない状況にある。そのような中、総務省の特定地域づくり事業協同組合制度は、地域の事業者が構成員となって組合を設立し、組合が雇用した職員を人手が必要な時期に構成員である事業者に派遣するものであり、地域における様々な仕事を組み合わせることで通年雇用を実現するだけでなく、地域の担い手確保にもつながり、人口減少が進行する多くの地域にとって大変有意義な取組である。

県内においても既に会津地方を中心として取組が始まっているが、今後全体的な人口減少がさらに進めば、ほかの地域での活用も視野に推進していく必要がある。また、組合の運営費のおおむね半分は市町村が負担することになるが、負担額の大部分に対しては、交付金や特別交付税が措置されるなど国の支援も充実しているため、そうした制度を活用しながら人口減少社会に対応した働く場の創出に取り組むべきと考える。

そこで、県は特定地域づくり事業協同組合制度をどのように推進していくのか。

企画調整部長

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口減少が進む地域における安定雇用や地域内外の若者定着等につながる取組であり、現在6市町村の4組合を認定し、活用市町村数は全国2位となっている。

今後、組合の必要性が一層高まると考えられるため、新たに専門人材を活用し、制度の理解促進から組合の設立、運営の安定化までを一体的に支援し、制度のさらなる活用を推進していく。

亀岡義尚委員

我々としては安定的な働き口を考えていかななくてはならないため、さらなる取組をよろしく願う。

次に、空き家を活用する移住者への支援について聞く。

コロナ禍を機に、テレワークなど場所にとらわれない柔軟な働き方が都市部を中心に普及し、地方移住への関心が高まっている。県は新年度、職を変えずに移住する転職なき移住の促進に力を入れ、新たな人の流れを創出していくとのことだが、移住に当たっては住まいの確保が課題となる。

全国的に空き家が増加傾向にあり、県内でも課題となっている中、空き家を移住者に住まいとして利用してもらうことは活用策の一つとしても効果が高いため、空き家を改修して活用する移住者への支援が重要であるとする。

そこで、県は空き家を住まいとして活用する移住者をどのように支援していくのか。

土木部長

空き家を活用する移住者への支援については、住んでふくしま空き家対策総合支援事業により、移住者が住まいとする空き家の改修等へ補助を行っている。

引き続き多くの移住者に本事業を活用してもらえよう、関係部局と連携し、首都圏及び県内7方部の移住相談窓口等を通じて、事業内容や活用事例、改修工事の相談先などの情報提供を行い、空き家を活用する移住者の支援に取り組んでいく。

亀岡義尚委員

この転職なき移住は看板政策であるため、ぜひ横串を刺し、部局連携を伴った取組を願う。

次に、市街化調整区域における都市計画制度について聞く。

現在、本県では44市町村において都市計画区域を指定している。そのうち、都市機能の集積が進んでいる福島市や郡山市、いわき市などの10市町は、無秩序な市街化を防止し計画的に市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域の2つに区域を区分する、いわゆる線引き都市計画区域となっている。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、田園、自然環境との調和を図り郊外の乱開発を抑制するエリアとして、都市計画法により開発行為が制限されている。

一方、市街化調整区域内の集落では人口減少や少子化が進むとともに、空き家等の問題が生じるなど様々な課題が指摘されている。このような課題の解消に向け、市街化調整区域において地区計画制度を活用するなど、都市計画法を弾力的に運用し、市町が地域の特色を踏まえた柔軟性のあるまちづくりを推進していくことが必要であるとする。

そこで、県は市町が行う市街化調整区域における地区計画の策定をどのように支援していくのか。

土木部長

市街化調整区域における地区計画については、市街化を抑制する区域において、地域の特性に応じ、周辺との環境に調和する一定の開発行為が可能となる制度である。このため、計画案に関する市町からの協議において、計画策定に必要な基礎資料を提供するほか、都市計画法等に基づき、土地利用の方針や道路など地区施設の計画策定について助言を行うなど、地域の実情を反映した計画が適切に策定されるよう支援している。

亀岡義尚委員

これも大事な事柄であるため、弾力性を持って運用し、支援するよう願う。

次に、私は平成17年6月定例会で、一定の開発行為が可能となる都市計画法施行条例の改正について質問した。質問の

背景としては、先ほども述べたとおり市街化調整区域内で人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力が低下し地域コミュニティの維持が困難になってきていた状況があった。その後条例が改正され、一定程度の家屋が連檐している等の要件を満たす既存集落等の区域を指定することにより、市街化調整区域内でも自己用住宅の建築を可能とする制度が創設された。福島市、郡山市及び伊達市においても同様の制度が整備されており、引き続き市街化調整区域の地域コミュニティを維持するためには、この制度を有効に運用していくことが望ましいと考える。

そこで、市街化調整区域において自己用住宅の建築が可能となる区域を指定する制度の県内における運用状況について聞く。

土木部長

自己用住宅の建築が可能となる区域を指定する制度は、地域コミュニティ維持に有効な制度であると認識しており、県内においては福島市や伊達市など合計17地区が指定を受け、活力ある地域の維持形成等に寄与している。

引き続き、地域コミュニティが適切に維持できるよう、市町と連携して区域を指定する制度の効果的な運用に取り組んでいく。

亀岡義尚委員

この条例は、私が若い頃に取り組んだ事柄であったと記憶している。1年生議員で政治力があまりないときに、当時の自民党の大重鎮の議員にも世話になり、佐藤栄佐久知事の時代に条例をつくってもらったことも思い出しながら質問を考えた。

次に、ごみの減量化についてである。

SDGsの目標12「つくる責任、つかう責任」は、持続可能な生産消費形態を確保することを目的としている。少ない資源から良質でより多くのもので得られるよう、生産や消費ができる形態を目標12では求めている。

報道によると、国が行ったごみの処理状況全国調査において、令和2年度の本県のリサイクル率は全国最下位、1人1日当たりのごみの排出量は全国ワースト2位となっている。SDGsの目標12の達成のためには、県民一人一人ができることから取組を進め、これらの状況を変えていく必要があり、まずはごみを減らすことが重要であると考えます。

そこで、県はごみの排出量削減にどのように取り組んでいくのか。

生活環境部長

ごみの排出量削減については、各種広報媒体等においてごみ減量の啓発を行うほか、今年度、生ごみの減量アイデアコンテストや、家庭で余っている食品を福祉団体に寄附する、いわゆるフードドライブを実施している。

今後は、ごみ減量の実践を促す標語と動画を募集し、優秀な作品を環境アプリ等で紹介するなど啓発を強化するとともに、全国の最新の優良事例を市町村と共有し取組を促すなど、ごみの一層の排出量削減を推進していく。

亀岡義尚委員

さらに本県では、人や社会、環境を考えて消費、サービスを選択する消費行動であるエシカル消費を推進しているが、特に本県の未来を担う子供たちに、エシカル消費に関する学習を通して持続可能な生産と消費に関する意識を育むことが大切であると考えます。

そこで、県教育委員会は県立高校において、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費に関する教育にどのように取り組んでいくのか。

教育長

県立高校におけるエシカル消費に関する教育については、地産地消やリサイクル等により誰にでもできる社会貢献であることを家庭科や公民科の授業で指導するとともに、地元の特産品を使った商品の開発や地域での販売、新聞紙で作成したエコバックを店舗において利用してもらう取組等を行っており、今後とも生徒が人や社会、環境に配慮した消費行動ができるよう努めていく。

亀岡義尚委員

次に、海岸防災林についてである。土砂傾斜地のことも聞きたいと思ったが、既に佐久間議員の追加代表質問で答弁したとのことであるため、ここでは海岸防災林について聞く。

本県の海岸防災林は、潮害、風害防備などの災害防止機能に加え、相馬市の松川浦やいわき市の新舞子海岸のように美しい景観をもって広く県民に親しまれてきたが、東日本大震災の津波によって甚大な被害を受けた。東日本大震災から12年が経過し、被災した海岸防災林を早期に復旧して機能の回復を図ることが必要である。

そこで、県は海岸防災林の早期完成に向けどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

海岸防災林については、津波対策として林帯幅をおおむね200mに広げ、地下水位から3m程度の盛土により生育基盤を確保した上で整備しており、全体計画620haのうち、今年度末で95%の完成を見込んでいる。

今後も用地等の確保と関係機関との調整を円滑に進め、海岸防災林の早期完成に努めていく。

亀岡義尚委員

95%が完成とのこと、あと少しであるため引き続きよろしく願う。

次に人材の確保・育成についてである。

少子高齢化の進行により労働力人口が減少し、全産業的に労働力の確保が課題となることを見込まれている。そのような中で医療人材確保については、誰もが安心して必要な医療サービスが受けられる医療提供体制の整備に取り組むため、ますます重要になってくる。

そこで、県は医療従事者の確保にどのように取り組んでいるのか。

保健福祉部長

医療従事者の確保については、進学や職業を選択する前の段階から医療への関心を高め、医療従事者を目指す若い世代を増やしていくことが重要であり、中高生等を対象に出前講座や進学相談会を開催している。また、県内への定着を図るため、医師や看護師等の養成施設で学ぶ学生に修学資金を貸与するなど、引き続き地域住民が安心して必要な医療を受けられるよう医療従事者の確保にしっかりと取り組んでいく。

亀岡義尚委員

介護人材の確保についても喫緊の課題であり、県においても人材確保に向け、就業促進、離職防止、外国人受入れ環境整備などの取組を総合的に行っている。

一方、介護労働者からは、賃金や労働時間のほか身体的、精神的負担に対して改善を求める声が聞こえてきている。介護人材の確保に当たっては、賃上げなど職員の処遇改善に加え、労働環境の改善が重要であると考えている。

そこで、県は介護人材確保のための労働環境改善にどのように取り組んでいるのか。

保健福祉部長

介護人材確保のための労働環境の改善については、介護職員の負担を軽減するため介護助手の採用を支援しているほか、ワーク・ライフ・バランスの推進につながる週休3日制の導入支援などを行っている。

新年度は、週休3日制の導入手順を分かりやすく解説した手引を作成し各施設に横展開を図るなど、介護人材確保のための労働環境改善に取り組んでいく。

亀岡義尚委員

団塊の世代が後期高齢者になっていく2025年問題もあり、まさに大事な人的資源であるため、引き続き確保・育成をよろしく願う。

次に、女性農業者の育成についてである。

令和4年度の新規就農者数が300人を超える中、今後は就農者が担い手としてしっかりと定着できるような支援が重要である。特に本県農業をより一層盛り上げていくには、女性の視点や感性が非常に重要であり、女性農業者や新規就農者

が地域の担い手として定着し、活躍できるような支援が必要であるとする。

そこで、県は女性農業者の育成にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

女性農業者については、本県農業の担い手として活躍が期待されており、女性を対象にしたリーダーシップやビジネスモデルを学ぶ研修会、ドローンを活用したスマート農業の技術研修会などを開催している。さらに、地域資源を活用した6次化商品の開発や加工技術の向上に取り組む女性農業者グループの活動を支援するなど、技術力を備え経営感覚に優れた女性農業者の育成に取り組んでいく。

亀岡義尚委員

引き続きよろしく願う。

次に、福島県食育推進計画についてである。

令和4年度から第4次福島県食育推進計画がスタートした。食は生きるために不可欠であるとともに、誰にとっても身近な課題である。また、食品は健康だけでなく食べ物の生産や安全・安心の確保、地域の食文化など多くの側面があり、これらを包括した食育の推進が極めて重要であるとする。県では昨年度新たな食育推進計画が策定され、今年度が計画期間の初年度となっている。

そこで、県は第4次福島県食育推進計画に基づき、食育の推進にどのように取り組んでいるのか。

保健福祉部長

令和4年度からスタートした福島県食育推進計画では、家庭、学校、地域が一体となり、健康な心と体、豊かな心、強く生きる力を育むための各種施策に取り組んでいる。

今後も食育応援企業や健康応援店、ベジ・ファースト協力店等の登録拡大を図りながら、県民一人一人が健全な食生活を習慣化できるよう食育の推進に取り組んでいく。

亀岡義尚委員

目標達成に向けて尽力願う。

次に、学校給食における地場産物の活用について聞く。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達を促すとともに、望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけさせる上で非常に有効な教材である。学校給食において地場産物を積極的に活用することは、児童生徒が地域の自然、文化、産業等に関する理解や生産者の努力、食に関する感謝の心を育む上で重要であり、本県の未来を担う人を育てることにつながる。

そこで、県教育委員会は学校給食における地場産物の活用促進にどのように取り組んでいくのか。

教育長

学校給食での地場産物活用率は令和4年度は49.3%で、現在の調査開始以降最高値となっている。県食育推進計画の目標値である50%の達成に向け、活用率が高い市町村の好事例の栄養教諭等への紹介や、毎月19日の食育の日に旬の県産野菜を使った献立を提供するほか、他部局と連携して流通販売の関係者と連携強化を図るなど、地場産物の活用促進に取り組んでいく。

亀岡義尚委員

地元の生産者も子供たちを育む生きがいを感じていける学校給食の促進を願う。

次に、医療サービスの向上についてである。

健康保険証とマイナンバーカードは令和6年秋までに一元化されるが、医療機関におけるマイナ保険証の受付対応をめぐっては、全国の病院や診療所の3割弱が今年4月までに義務化されるオンライン資格確認等システムを導入できない見通しであることが厚生労働省の集計で判明した。システム導入は国が主導して進めており、システム改修を行う医療機関への補助なども国が直接行っているが、世界的な半導体不足による工事の停滞が一因となり、半年の猶予期間を設けるこ

ととしている。

国の公表によると、5年3月5日時点でのオンライン資格確認等システムの運用を開始した県内の病院は、全130施設のうち80施設で参加率が61.5%、医科診療所が全1,102施設のうち483施設で参加率43.8%となっている。

そこで、マイナンバーカードの健康保険証としての利用を可能とするオンライン資格確認等システムへの県立病院における対応状況について聞く。

病院局長

県立病院のオンライン資格確認等システムへの対応については、令和2年度に全ての病院、診療所にシステムを導入し、全国で本格的な運用がスタートした3年10月から運用を開始したところである。本年2月末現在、約160件の利用があり、引き続きシステムの円滑な運用を図り、マイナンバーカードの健康保険証としての利用にしっかりと対応していく。

亀岡義尚委員

県は、マイナンバーカードと健康保険証の一元化に向けた準備に取り組む医療機関をどのように支援しているのか。

保健福祉部長

県では、これまでホームページなどを通じてシステム導入に係る国の補助制度等について周知を行ってきた。引き続き、医師会等関係機関と連携し丁寧な情報提供に努め、一元化に向けた準備が円滑に進められるよう医療機関をしっかりと支援していく。

亀岡義尚委員

今後、県民にとって健康保険証とマイナンバーカードの一体化が徐々にポピュラーになっていくと思う。ぜひ使えるよう対応願う。

最後に、本県における医療情報連携ネットワーク、いわゆるキビタン健康ネットについて聞く。

医療部門においても様々な情報通信技術の活用が行われているが、例えば転院や他の医療機関を紹介されたときなど、患者が初めて受診した医療機関でこれまでの治療内容を聞かれたときに、それを医師に正確に説明することが難しい場合がある。このような場合、病院や診療所などで診療情報の共有を図ることができるネットワークは非常に有用であると考ええる。

そこで、県はキビタン健康ネットの拡充にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

キビタン健康ネットについては、医療機関や薬局等が診療情報を電子的に共有することで、転院時の患者の利便性向上や効率的な医療の提供を目的に構築され、新型コロナウイルス感染症患者の転院などの場面で活用されてきた。新年度は、機器の新規導入支援に加え、更新経費への支援を行うこととしており、引き続きその拡充にしっかりと取り組んでいく。

亀岡義尚委員

以上で準備した質問は終わるが、結びに、3月31日をもって退職する本県職員のこれまでの尽力に対し、改めて敬意と感謝を述べる。退職する職員は東日本大震災からの復旧・復興の最前線に立ち、ここ数年は新型コロナウイルス感染症対策など、これまでの県政では経験したことのない極めて厳しい環境の中で県政の発展に寄与してきた。4月からはそれぞれの新たな道に進むことと思うが、これまでの経験を生かし、なお一層本県の振興、発展への支援を願い、質問を終了する。

